

No.	条文	項目	意見	備考
1	全般		本条例に「議会」の文言を入れることは不適切と考えます。 ※議会は、町とは独立対等の関係であることから。	
2	全般		議会という文言も削除。	理由の記載なし
3	全般		議会と行政(町)の役割を峻別している北本市の条例の規定方法が良いと考えます。 北本市の平成22年施行の自治基本条例は議会と議員の責務として第6条、第7条の8行で、端的に規定されているのが大きな違いです。 今回の素案に対し、先日の全員協議会の議員の発言も多くは素案に「議会は・・・」「議会は・・・」が多すぎるといふ指摘が多数でありました。	北本市の条例は「議会と議員の責務として第6条、第7条の8行で、端的に規定されている」との意見であるが、同条例第3条（定義）では、「市」を「議会及び市長等」と定義しており、同条例では計13箇所において、「市」についての規定がある。
4	全般		議会及び議員に対する責務や行動原則を定めることや、情報の公開及び発信等といった伊奈町議会基本条例の内容と重複または類似するような規定を改めて設けるなどということは混乱を招く恐れがあり、極めて慎重であるべきと考えたとともに私自身は望まない。	
5	全般		伊奈町議会基本条例に記されている部分に関しては、当該条例では「議会」という表記は不要と考えます。	
6	全般		現在提示されている「伊奈町まちづくり基本条例(案)」において、他市町村と比較しても伊奈町に相応しい独自性が見当たり難いと存じます。これは、再検討に値すると考えます。 「子どもの権利」についての記載もございましてより良い独自性の1つにも繋がると考えます。	
7	前文		忠次公顕彰とバラの町づくりを2本柱としての素案はわかりやすいですが、町民に対する福祉政策も大きな柱として(考えがあるなら)特記すべきです。	

まちづくり基本条例（素案） 議員への意見照会取りまとめ

R6.2.8

No.	条文	項目	意見	備考
8	前文		「町民がいきいきと美しく輝くまちです」、「町なかにバラの咲き誇るにぎやかで美しいまち」といった抽象的な表現や、現実在即しているとは言えない表現については、改めてください。	前文を含む条例全体に関する富井議員提案あり
9	第1条	目的	1条 2条 3条 にも 議会 という言葉があるが、これも仕方ないか。	
10	第1条	目的	伊奈町議会基本条例に記されている部分に関しては、当該条例では「議会」と言う表記は不要と考えます。特に、第1章総則（目的）第1条には、「議会」の記載は不要と考えます。	
11	第2条	条例の位置付け	伊奈町まちづくり基本条例につきましては、わが町のまちづくりや町政に関する最高規範であることを明示する条文に改めてください。	
12	第2条	条例の位置付け	伊奈町議会基本条例は、その第17条で議会運営における最高規範としており、また、「議会に関するいかなる条例、規則、規程等もこの条例の理念に従うものでなければならない。」と定めているところ、法令上の同一順位の後法であることにより優先順位が上位となる「伊奈町まちづくり基本条例」において議会や議員のあり方を定めることは伊奈町議会基本条例 第17条及びその他全ての条項の運用を阻害し、または混乱を招く恐れがある。	
13	第2条	条例の位置付け	第2条、第4条は削除してもよいかと思いました。	理由の記載なし
14	第2条	条例の位置付け	1条 2条 3条 にも 議会 という言葉があるが、これも仕方ないか。	
15	第3条	定義	町民の定義は、「町内に住所を有するもの」だけにすべき	
16	第3条	定義	町民の定義については、日本国籍を有し、伊奈町に住所を有する者と定義することを求めます。特に、本案の町民の定義について、町内において「活動する個人又は団体」の条文について憂慮しております。町外に本拠を置き、町内で活動する個人や団体を、分別なく町民として良いのでしょうか。例えば、それを認めることによって、町に住む人々の生活に不利益を与えるような個人や団体が、「町民の権利」を主張する恐れを危惧しております。	
17	第3条	定義	伊奈町に関係する町外の個人や団体等が、自身が本来住所を置く他の自治体と二重に権利行使や保護の機会を得ること等により、伊奈町内に法律上の住所を置き負担の義務を負っている個人や法人等が不平等な地位に置かれることがないように、また、日本国民としての固有の権利行使や法による保護、庇護を受ける権利が将来にわたって脅かさせることがないように十分に留意されたい。	

まちづくり基本条例（素案） 議員への意見照会取りまとめ

R6.2.8

No.	条文	項目	意見	備考
18	第3条	定義	条例の見直しに際して、重要な決定事項（住民投票等）に関する見直しがある場合は、第3条（1）：定義・町民 にある町民の定義を検討する必要があると考えます（日本国籍を有する者に限るや居住年数などの制約をつける必要もあるのではと考えます）	
19	第3条	定義	議会に関する部分においてですが、「協働」及び「議会の権限や責務」については、より丁寧な形での記載を希望します。 例） 「協働」とは、町民と町（議会や町長などの執行機関）とが、暮らしやすい地域社会のための目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、町政に協力していくことをいいます。	
20	第3条	定義	1条 2条 3条 にも 議会 という言葉があるが、これも仕方ないか。	
21	第4条	まちづくりの基本理念	4条 と 5条 にも 議会 という言葉が使われているが、仕方ないか。	
22	第4条	まちづくりの基本理念	第2条、第4条は削除してもよいかと思いました。	理由の記載なし
23	第5条	町民参加と協働の原則	4条 と 5条 にも 議会 という言葉が使われているが、仕方ないか。	
24	第6条	情報共有の原則	様々な事案が考えられるため、「原則」という表現は適していないと考えます。	
25	第7条	地域尊重の原則	個別意見なし	
26	第8条	環境配慮の原則	個別意見なし	
27	第9条	町民の権利及び責務	個別意見なし	
28	第10条	町長の責務	敢えて、本条例で制定する必要はないと考えます。	
29	第11条	職員の責務	敢えて、本条例で制定する必要はないと考えます。 特に第11条の「上司の命令に従い」は、文言が適していなく、必要ないと考えます。	
30	第11条	職員の責務	柔軟な発想が求められる現代の行政運営において、「上司の命令に従い」といった文言は好ましくありません。文言の削除を求めます。職員の皆様の多様な考えを尊重し、もって、町政運営の向上に努めるべきです。	

まちづくり基本条例（素案） 議員への意見照会取りまとめ

R6.2.8

No.	条文	項目	意見	備考
31	第11条	職員の責務	<p>本案第11条第2項については、本案第16条第2項における町民参加と協働の推進と比較して、積極度に違いがあるので、双方に差がないように条文を改めてください。</p> <p>職員の皆様を含め、町や議会は同じように、町民と協働し、まちづくりを推進していかなければなりません。その積極度に差があってはならないので、条文の再検討を求めます。</p> <p>※富井議員提案では、第11条から「積極的に」という文言を削除。</p>	
32	第12条	議会の責務	<p>議会に関する条項の制定は適していないと考えます。</p> <p>※議会は、町とは独立対等の関係であることから。</p>	
33	第12条	議会の責務	<p>原則、議会の責務 12条 と議員の責務 13条はなくす。</p>	
34	第12条	議会の責務	<p>議会に関する部分においてですが、「協働」及び「議会の権限や責務」については、より丁寧な形での記載を希望します。</p> <p>例) 「議会の権限及び責務」(追加) ・ 議会は、町の重要な意思決定、町の事務に関する監視、政策の立案等を行います。 ・ 町長と二元代表制の関係にある議会は、議会が持つ権限を有効に活用し、その機能を発揮するとともに、適正な町政運営を確保します。</p>	
35	第12条	議会の責務	<p>第12条、第14条の2については、義務規定ではなく、努力義務規定にするよう改めてください。</p>	
36	第13条	議員の責務	<p>議会に関する条項の制定は適していないと考えます。</p> <p>※議会は、町とは独立対等の関係であることから。</p>	
37	第13条	議員の責務	<p>原則、議会の責務 12条 と議員の責務 13条はなくす。</p>	
38	第13条	議員の責務	<p>積極的な情報の創造と公開 という言葉は、あまりにもわかりにくい言葉なので、議会基本条例にある言葉だが、この言葉は使ってほしくない。</p>	
39	第14条	情報の公開及び発信	<p>第12条、第14条第2項については、義務規定ではなく、努力義務規定にするよう改めてください。</p>	
40	第15条	個人情報の保護	<p>個別意見なし</p>	
41	第16条	町民参加と協働の推進	<p>個別意見なし</p>	

No.	条文	項目	意見	備考
42	第17条	条例の見直し	<p>本案第17条について、主語が「町長は」となっておりますが、町長だけではなく、議会も必要に応じて、この条例を見直すための措置を講ずるものとするといった旨の条文に改めてください。</p> <p>二元代表制の原則に基づき、本条文については「町長」と「議会」の両者を明記することを求めます。</p>	
43	その他		伊奈町まちづくり基本条例に、住民投票条項を追加してください。	